破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第２号
福島県伊達郡国見町大字徳江字二階間々58番地６
破産者　八巻　隆男
特別調査期日　平成25年８月12日午後１時30分
平成25年７月４日　福島地方裁判所

破産債権の特別調査期間

平成２４年（フ）第４７５号
福岡市博多区板付６丁目11番９号
破産者　福岡酒類販売株式会社
特別調査期間　平成25年８月６日から平成25年８月13日まで
平成25年７月２日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第８３４号
福岡県朝倉郡筑前町高上812番地
破産者　株式会社原口組
異議申述期間　平成25年９月４日まで
平成25年７月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３１号
福岡市中央区渡辺通２丁目８番20号
破産者　有限会社呉服処久ぼ
異議申述期間　平成25年９月４日まで
平成25年７月４日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第４８５号
福岡県春日市原町２丁目47番地３
破産者　桒園　　稔
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４９号
東京都世田谷区等々力４丁目22番15―101号
清算株式会社　株式会社エゼルクランツ
代表清算人　村上　隆司
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１４号
秋田県大館市花岡町字小坪川117番地
清算株式会社　株式会社八洋ボーリング
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
奈良市東登美ケ丘１丁目６番12号
再生債務者　清水　一守
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年９月27日から平成25年10月11日まで
奈良地方裁判所

決議に付する決定

平成２４年（再）第７号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番15号
再生債務者　有限会社岩井食品
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月２日まで
平成25年７月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１号
群馬県高崎市双葉町３番１号
再生債務者　株式会社プリモテック
１　決議に付する計画案　平成25年６月４日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年９月４日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月28日
平成25年７月４日　前橋地方裁判所高崎支部

再生計画認可

平成２４年（再）第１１号
愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１
再生債務者　榎本　國宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２１年（再）第６号
福岡市早良区早良２丁目22番21号
再生債務者　有限会社介護
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年７月４日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２１号
愛知県一宮市浅井町江森字森前１番地１　ナビウッディ一宮２番館412号
再生債務者　吉川　勝也
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第４９号
神戸市中央区吾妻通１丁目１番11―502号
再生債務者　ｂｏｕｌａｎｇｅｒｉｅ　ｒｉｒｅ　ａｕｘ　ａｎｇｅｓことブーランジェリー　リール　オ　アンジュこと　福田　安明
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２１号
栃木県日光市中央町７番地８　パークテラス102
再生債務者　斎藤　晃治
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第８号
北海道川上郡標茶町字塘路原野北７線49番地12
再生債務者　田口　孝幸
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（再イ）第８号
埼玉県上尾市大字地頭方585番地16
再生債務者　岡田　慎介
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第９号
埼玉県上尾市大字地頭方585番地16
再生債務者　岡田　純子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部